

## 真鶴町ふるさと町民登録制度実施要綱

平成 21 年 3 月 27 日

告示第 13 号

(趣旨)

**第 1 条** この要綱は、真鶴町を愛する多くの人に、真鶴町に対する応援、協力、参加、宣伝等をしていただくため、真鶴町ふるさと町民（以下「ふるさと町民」という。）の登録に関して必要なことを定める。

(登録資格)

**第 2 条** ふるさと町民として登録できる者は、真鶴町外に住民票を有し、次の各号のいずれかに該当する者で、年齢、性別及び国籍は問わないものとする。

- (1) 真鶴町に住んでみたい方
- (2) 真鶴町に行ってみたいと考えている方
- (3) 真鶴町に興味がある方
- (4) 真鶴町の自然・人・食が好きな方
- (5) その他真鶴町のサポーターとしてご活躍いただける方

(登録申請)

**第 3 条** ふるさと町民として登録を希望する者は、真鶴町ふるさと町民登録申請書（様式第 1 号。以下「登録申請書」という。）を町長に提出する。

2 登録申請書の提出方法は、来庁、郵便、ファックス又は電子メールのいずれかにより提出する。

(登録承認)

**第 4 条** 町長は、前条の規定による登録申込書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、支障がないと認めたときは、真鶴町ふるさと町民登録（承認・不承認）決定通知書（様式第 2 号）を交付する。

(ふるさと町民証の交付等)

**第 5 条** 町長は、前条の規定によりふるさと町民として承認した者に対し、真鶴町ふるさと町民証（様式第 3 号。以下「ふるさと町民証」という。）を交付する。

2 ふるさと町民証の有効期限は、ふるさと町民証の発行日の翌年同月末までとする。

3 ふるさと町民証の有効期限満了後も引き続き登録を希望する者は、第 3 条の規定に基づき、再度登録申請書を町長に提出するものとする。

4 ふるさと町民証の有効期限が満了した者は、ふるさと町民の登録を抹消する。

5 原則として、ふるさと町民証の有効期限内は、ふるさと町民の登録の抹消はしない。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(登録料)

**第 6 条** ふるさと町民の登録における登録料は、1 千円とする。

2 既に納付された登録料は、原則として返金しない。

(ふるさと町民への期待)

**第7条** 真鶴町は、ふるさと町民に、次のことを期待する。

- (1) 真鶴町を心のふるさととして愛し続けていただくこと。
- (2) 真鶴町に興味を持ち続けていただくこと。
- (3) 真鶴町を宣伝していただくこと。
- (4) 真鶴町民とのつながりを大事にいただくこと。
- (5) 真鶴町の元気な発展に関するアドバイスをいただくこと。
- (6) 真鶴町を訪れていただくこと。

(ふるさと町民へのサービス)

**第8条** 真鶴町は、第1条の目的を達成するため、ふるさと町民のために次の事業を行う。

- (1) 町の刊行物等の送付による情報提供
- (2) ふるさと町民への特典の提供
- (3) ふるさと町民からの意見に対する適切な対応
- (4) 真鶴町を訪れた者に対するもてなしの心を持った対応
- (5) ふるさと町民と町民との交流機会の創出
- (6) その他町長が必要と認める事業

(個人情報の保護)

**第9条** 町及びふるさと町民は、真鶴町個人情報保護条例（平成14年真鶴町条例第16号）の規定に基づき、個人情報の重要性を認識し、個人の権利利害を害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(その他)

**第10条** この要綱に定めるもののほか、ふるさと町民の登録に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年3月27日から施行する。